

山梨県公報

第二千五百二十八号

平成二十七年

七月二十三日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………五一一

公告

○山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………五一五

○平成二十七年製菓衛生師試験の実施……………五一七

○土地改良区役員の退任及び就任……………五一八

告示

山梨県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年七月二十三日

山梨県知事

後藤

斎

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下部字そふかり一八九から一九一まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

公告

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十七年七月二十三日

山梨県知事

後藤

斎

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第二十二條第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十六年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十六日

山梨県市町村職員共済組合

理事長

望

月

仁

司

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法定款第5条の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年 6月26日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 望月 仁 司

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
収									
負担金	3,096,642	9,256,673		114,514	116,038				
介護分	247,364								
掛金	3,129,475	5,236,792			112,473				
介護分	254,553								
施設収入・商品売上						305,661			
利息及び配当金	511		139,204	244	287	3,506	456,212	5	1
介護利息	5								
その他収入	350,725			39,313	43,119	399	8,738	156,504	442
他経理から繰入金				21,199					
前年度繰越支払準備金	463,889								
計	7,543,164	14,493,465	139,204	175,270	271,917	309,566	464,950	156,509	443
入									
支									
給付金	2,951,487								
役職員給与				85,359	22,925	3,147	20,218	2,821	
旅費・事務費				6,611	2,841	1,010	1,322	756	
商品仕入							5,633		
飲食材料費							56,146		
委託費				1,722	4,001	111,625	48	48	
支払利息			139,204				382,557	139,175	
連合会払込金	81,939								442
連合会拠出金	306,037								
老人保健拠出金	34								
退職者給付拠出金	235,863								
前期高齢者納付金	1,636,291								
後期高齢者支援金	1,121,367								
介護納付金	484,176								
他経理へ繰入金	21,199								
その他支出	6,099	14,493,465		75,811	232,887	150,389	6,117	10,088	
次年度繰越支払準備金	448,178								
計	7,292,670	14,493,465	139,204	169,503	262,654	327,950	410,262	152,888	442
出									
差引当期利益金		0	0	5,767	9,263	△ 18,384	54,688	3,621	1
差引当期短期利益金	233,348								
差引当期介護利益金	17,146								
年度末支払準備金	448,178								

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
資 産									
流動資産	1,730,530	9	137,520	230,518	397,036	751,539	3,727,015	86,317	1
固定資産			5,483,070	1,651	128	1,331,880	27,228,853	5,593,755	36,336
資 産 合 計	1,730,530	9	5,620,590	232,169	397,164	2,083,419	30,955,868	5,680,072	36,337
負 債									
流動負債	343,726	9		778	120,004	32,036	28,985,069	261	
固定負債	448,179		5,620,590	60,620	31,473		18,905	5,561,095	36,336
負 債 合 計	791,905	9	5,620,590	61,398	151,477	32,036	29,003,974	5,561,356	36,336
資 本									
資本剰余金						1,380,458			
利益剰余金	938,625			170,771	245,687	670,925	1,951,894	118,716	1
資 本 合 計	938,625	0	0	170,771	245,687	2,051,383	1,951,894	118,716	1
負 債 ・ 資 本 合 計	1,730,530	9	5,620,590	232,169	397,164	2,083,419	30,955,868	5,680,072	36,337

● 平成二十七年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十七年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

平成二十七年十一月二十五日（水）午後一時二十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの

- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの
- 五 受験願書の提出方法

住所地为所管する保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成二十七年十月五日（月）から同月九日（金）までの日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類
- 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
- 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

九 合格者の発表

平成二十七年十二月十日（木）午前十時に山梨県庁防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。十 問い合わせ先

所 属	住 所	電 話 番 号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（衛生課）	山梨市下井尻百二十六	〇五五―三―二〇―二七五一

峡東保健所) 衛生課	番地一	
山梨県峡南保健福祉事務所 (峡南保健所) 衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五二
山梨県富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所) 衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―九〇三三

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十七年七月二十三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	萩原 勝	笛吹市一宮町市之蔵五百五十八番地	平成二十七年三月三十一日
理事	鈴木 俊彦	笛吹市一宮町市之蔵二百一十一番地	同
同	古屋 良男	笛吹市一宮町市之蔵四百三十二番地	同
同	萩原 芳男	笛吹市一宮町市之蔵百三十番地	同
同	堀内 祐二	笛吹市一宮町市之蔵百十七番地一	同
同	鈴木 雪雄	笛吹市一宮町市之蔵八百八十六番地一	同

二 就任

同	萩原 和宏	笛吹市一宮町市之蔵四十九番地	同
同	堀内 義夫	笛吹市一宮町市之蔵六十九番地	同
同	村松 秀夫	笛吹市一宮町塩田千三百九十九番地	同
同	高田 夏美	笛吹市一宮町新巻五百十四番地一	同
監事	武井 正導	笛吹市一宮町市之蔵九百五十八番地一	同
同	萩原 文雄	笛吹市一宮町市之蔵二十九番地	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	鈴木 俊彦	笛吹市一宮町市之蔵二百一十一番地	平成二十七年四月一日
理事	萩原 勝	笛吹市一宮町市之蔵五百五十八番地	同
同	山口 栄治	笛吹市一宮町市之蔵七百九十番地一	同
同	三枝 茂	笛吹市一宮町市之蔵百二十三番地	同
同	古屋 速人	笛吹市一宮町市之蔵七十一番地	同

同	監事	同	同	同	同	同
堀内 義夫	萩原 文雄	仁科 節子	仁科 厚	弘田登志雄	田中 茂	三枝 久夫
地 笛吹市一宮町市之蔵六十九番	地 笛吹市一宮町市之蔵二十九番	三番地 笛吹市一宮町塩田千三百九十	四番地 笛吹市一宮町市之蔵九百六十	地 笛吹市一宮町市之蔵九十四番	九番地 笛吹市一宮町市之蔵四百二十	地 笛吹市一宮町市之蔵六十五番
同	同	同	同	同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番